

臨床検査科・病理診断科 標榜!

厚生労働省医政局長より各都道府県知事に「広告可能な診療科名の改正について」（医政発第0331042号、平成20年3月31日付）が発出された。

これは、臨床検査科・病理診断科の標榜に係わる事項として昨年より注目されていた「広告可能な診療科名の改正について」である。

通知文によると、「平成18年の良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成18年法律第84号。以下「医療法等改正」という。)においては、「患者等への医療に関する情報提供の推進」に関する取組として、適切な医療機関の選択と受診を支援する観点から、広告可能な事項について大幅な規制緩和が行われたところである。今般、このような改正趣旨等を踏まえ、患者や地域住民自身が自分の病状等に合った適切な医療機関の選択を行うことを支援する観点から、広告可能な診療科名の見直しを行うこととし、「医療法施行令の一部を改正する政令」（平成20年政令第36号）及び「医療法施行規則の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第13号)」が平成20年2月27日に公布され、同年4月1日から施行されることとなったところである。これらについて御了知の上、管内市町村、関係団体等にその周知徹底を図っていただくとともに、その円滑な運用に万全の対応をしていただくようお願いしたい。」としている。

これにより、かねてから要望していた「臨床検査科・病理診断科」の標榜が可能となった。

すでに、この通知は都道府県庁を経由し、施設に配布されているはずである。つまり、各々の施設長はこれを知っているということである。

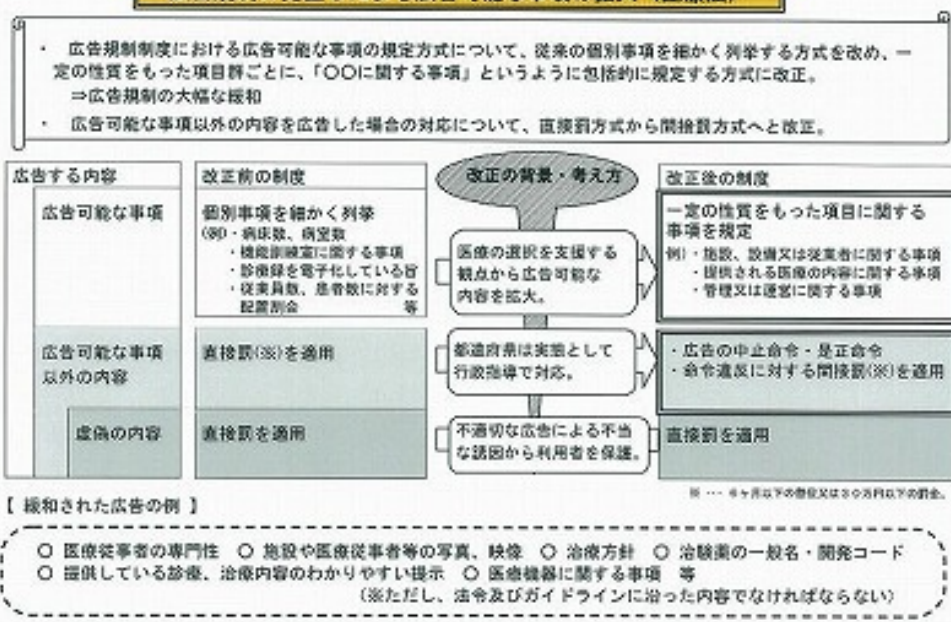
各施設の職場責任者は、この書類を添付し、法の改正により標榜化が許されていた「臨床検査科」の名前を掲げるよう各施設に設置されている「臨床検査適正化委員会」等をおし、院長決裁を取る必要があると考える。

施設としても、可能な限り自前で検査を行っていることは受診される患者にとっても安心感を与えるものである。少なくとも“検体検査管理加算 I”以上を収載している施設では可能なはずである。全国で3,000を越す施設の看板に「臨床検査科」としての名前が掲げられる日も近い。

(別表) 診療科名具体例

医科			歯科
内科	外科	泌尿器科	歯科
呼吸器内科	呼吸器外科	産婦人科	小児歯科
循環器内科	心臓血管外科	産科	矯正歯科
消化器内科	心臓外科	婦人科	歯科口腔外科
心臓内科	消化器外科	眼科	
血液内科	乳腺外科	耳鼻いんこう科	
気管食道内科	小児外科	リハビリテーション科	
胃腸内科	気管食道外科	ょん科	
腫瘍内科	肛門外科	放射線科	
糖尿病内科	整形外科	放射線診断科	
代謝内科	脳神経外科	放射線治療科	
内分泌内科	形成外科	病理診断科	
脂質代謝内科	美容外科	臨床検査科	
腎臓内科	腫瘍外科	救急科	
神経内科	移植外科	児童精神科	
心療内科	頭頸部外科	老年精神科	
感染症内科	胸部外科	小児眼科	
漢方内科	腹部外科	小児耳鼻いんこう科	
老年内科	肝臓外科	小児皮膚科	
女性内科	脾臓外科	気管食道・耳鼻いんこう科	
新生児内科	困のう外科	腫瘍放射線科	
性感染症内科	食道外科	男性泌尿器科	
内視鏡内科	胃外科	神経泌尿器科	
人工透析内科	大腸外科	小児泌尿器科	
疼痛緩和内科	内視鏡外科	小児科(新生児)	
ペインクリニック内科	ペインクリニック外科	泌尿器科(不妊治療)	
アレルギー疾患内科	外科(内視鏡)	泌尿器科(人工透析)	
内科(ペインクリニック)	外科(がん)	産婦人科(生殖医療)	
内科(循環器)	精神科	美容皮膚科	
内科(薬物療法)	アレルギー科	など	
内科(感染症)	リウマチ科		
内科(骨髄移植)	小児科		
	皮膚科		

広告規制の見直しによる広告可能な事項の拡大(医療法)



参考 : <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/kokokukisei/index.html>